2　法第二十七条第二項の規定により債務名義に表示された当事者以外の者を債権者又は債務者とする執行文を付与する場合において、その者に対し、又はその者のために強制執行をすることができることが裁判所書記官に明白であるときは、その旨を電子執行文に記録しなければならない。

3　電子執行文には、付与の年月日を記録しなければならない。

4　裁判所書記官が電子執行文を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するときは、当該電子執行文が当該裁判所書記官の作成に係るものであることを示すとともに当該電子執行文の改変を防止するために必要な措置を講じなければならない。

5　裁判所書記官は、電子執行文を前項のファイルに記録したときは、その旨を債権者に通知しなければならない。

（特例執行文付与申立事件に関する民事訴訟規則の準用）

第十二条　前二条に定めるもののほか、特例執行文付与申立事件については、その性質に反しない限り、民事訴訟規則第一編から第四編までの規定（同規則第五十二条の九及び第五十二条の十一の規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「法第百三十二条の十（電子情報処理組織による申立て等）第一項」とあるのは「民事執行法附則第六条第一項」と、「法第百三十二条の十一（電子情報処理組織による申立て等の特例）第一項各号」とあるのは「民事執行法附則第七条第一項各号」と、「法第百三十二条の十一（電子情報処理組織による申立て等の特例）第一項及び第三項」とあるのは「民事執行法附則第七条第一項及び同条第二項において準用する法第百三十二条の十一第三項」と、「法第百三十二条の十一第一項」とあるのは「民事執行法附則第七条第一項」と、「この場合において、同条第一項」とあるのは「この場合において、民事執行法附則第七条第一項」と、「法第百三十二条の十二（書面等による申立て等）第一項」とあるのは「民事執行法附則第八条第一項」と、「第百三十二条の十三（書面等に記録された事項のファイルへの記録等）」とあるのは「民事執行法附則第九条第一項」と、同規則第四条第三項中「催告は」とあるのは「催告（民事執行法第百七十七条第三項の規定による催告を除く。）は」と、同規則第五十二条の十四中「同条第三項」とあるのは「民事執行法附則第七条第二項において準用する法第百三十二条の十一第三項」と読み替えるものとする。

［新設］

別表第一（第十二条関係）

民事訴訟法第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
民事訴訟法第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
民事訴訟法第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
民事訴訟法第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して

［新設］